

所有権保存

申請人（不動産所有者）	
<p>1．住民票 2．委任状 3．資格証明書又は会社謄本 （所有者が会社の場合）</p>	
登録免許税	固定資産税評価額の金額 × 1,000分の4 (住宅用家屋証明書適用物件は、×1,000分の1.5)